

2008年6月30日

川口市監査委員各位

川口市民オンブズマン  
代表 村松幹雄

### 意見陳述傍聴不許可理由の教示依頼

去る5月23日13:30より「公営選挙燃料費の支出」について地方自治法242条2項の意見陳述を行った。本件内容が各地で問題化している「公営選挙燃料費の支出」であり、本件請求には多数の候補者が問題ある請求を行っていたことが判明したことから傍聴を希望する市民も多く、意見陳述の当日に傍聴を申し出たが監査委員の総意として傍聴を拒否された。

監査委員の総意としての（事務局長談）傍聴不許可理由は『既に監査請求書が出され、それに関する意見陳述であるから傍聴は不必要である』であった。これに対し『傍聴不許可の法的根拠を示して欲しい』と申し出たが『法的根拠は無い』とのことであった。監査に係る判断であるから法的根拠があってしかるべきである。

憲法に保障された「表現の自由」（憲法第21条）は「情報の公開を求める権利を保障している」と解釈されている。ましてや、制限的事項「公共の福祉」にも反していない「公営選挙燃料費の支出」についての陳述であり、地方自治法以下、川口市例規にも禁止事項の記載は見当たらない。

川口市には議会、委員会には傍聴に関する規則、規定があるが、『意見陳述の傍聴に関する規則、規定』は無い。他の自治体には『意見陳述の傍聴に関する規則、規定』が定められているところもあり、規則、規定が無くても『意見陳述の傍聴が出来る』のが普通である。

監査委員の在り方については問題がある例が多く『行政、議会の防波堤』などと揶揄されることもある。川口市においても過去の住民訴訟、高裁判決文の中で「漫然と前例を踏襲したことに重い過失が有る。前例踏襲という官庁の悪しき風潮は改めるべきである」「市の、元議員や元職員が監査委員に選任されている例が少なくなき、身内による監査となって、その機能を充分果たしていないことは遺憾」と指摘され市が敗訴している。

本件監査請求において4名の監査委員中、2名が議員であり、法199条の2「…自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、監査することができない」とあるが今回は監査委員の良識を信じ敢えて除外しなかったが、良識ある判断がなされなかったことは残念である。

開かれた行政、議会を標榜しているのであるから法的根拠の無い『意見陳述の傍聴不許可』が発生しないような運営（傍聴に関する規則、規定の制定など）を考慮し、市民の信頼を裏切るようなことの無い監査を行って頂きたい。

本件傍聴不許可は監査委員の総意と示されているので、改めて総意を書面にて7月19日までに下記宛御教示下さい。

川監収第 37号  
平成20年7月15日

川口市民オンブズマン  
代表 村松幹雄様

川口市代表監査委員  
新山幸男

住民監査請求に係る陳述の傍聴について（回答）

平成20年6月30日付けお問い合わせのありました標記の件について  
次のとおり回答いたします。

記

1 地方自治法第242条第6項に規定する陳述の傍聴について

当該規定は、書面では紙面に限りがあり、請求人の本意が伝えきれない場合も考えられることから、請求内容の補足と新たな証拠提出の機会を請求人に付与し、請求の趣旨を的確に監査委員に伝える場として設けられたものであり、陳述の場の公開非公開については、法的に特段の定めはありません。

今回の「公営選挙燃料費の支出」に係る監査請求については、平成20年5月8日付け監査請求が提出されたことにより、同年5月12日監査委員会会議を開催し、要件審査を経て受理することに併せ、陳述の日程を決定すると同時に、請求人の陳述については、監査委員が真摯に請求人の意見を賜りたいとの趣旨から監査委員の総意として非公開としたものです。

平成 20 年 7 月 25 日

川口市代表監査委員  
新 山 幸 男 様

川口市民オンブズマン  
代表 村 松 幹 雄

### 住民監査請求に係る陳述の傍聴について

御用繁多の中、貴簡（回答川監収第 37 号 平成 20 年 7 月 15 日付）を戴き感謝申し上げます。川口市民オンブズマンでは貴回答について会議を行い、以下の意見を申し上げます。

貴簡によりますと本件傍聴不許可について監査委員の総意は下記を主旨としています。

#### 1、『1 地方自治法第242条第6項に規定する陳述の傍聴について

当該規定は、書面では紙面に限りがあり、請求人の本意が伝えきれない場合も考えられることから、請求内容の補足と新たな証拠提出の機会を請求人に付与し、請求の趣旨を的確に監査委員に伝える場として設けられたものであり、陳述の場の公開非公開については、法的に特段の定めはありません。』

#### 2、『請求人の陳述については、監査委員が真摯に請求人の意見を賜りたいとの趣旨から監査委員の総意として非公開としたものです』

上記 2、（以後、2、という）には以下の非論理的な部分があります。

本件陳述は非公開としなければ請求人が真摯に陳述できない事案ではありません。

例えば傍聴希望者が陳述の内容（指定暴力団にかかる事案など）に関係する特定の人間、又は団体の構成員であることが明らかな場合で、発言に対する無言の圧力、又はその後何らかの危害、又はその虞がある場合は傍聴を禁止しても論理的には認められると思います。

しかし本件陳述は公営選挙に係る陳述であり、傍聴人の存在により真摯に陳述が出来ない事案ではありません。監査委員の説明は全く非論理的であり、通常 of 社会通念では到底認められるものではなく、いかに強弁しても非難を免れない回答であります。

#### 3、仮に2、の貴意『請求人の陳述については、監査委員が真摯に請求人の意見を賜りたいとの趣旨から監査委員の総意として非公開としたものです』が認められるとすれば現在傍聴が可能な事例との関係で以下の矛盾があります。

- 1、議会の傍聴は非公開としなければ、議員らの真摯な発言はないのでしょうか？
- 2、委員会などの傍聴は非公開としなければ、関係者の真摯な発言はないのでしょうか？
- 3、議会、委員会なども真摯な発言を行うために、今後は非公開とするのでしょうか？

#### 4、結論

市民、行政、議会などの関係は「公開が通常 of ありかた」となっていることは御存知の通りであります。本件非公開の貴判断はさておき、地方自治法第 242 条第 6 項に規定する陳述の傍聴は公開で実施されることが当然であることを認識し、次回からは陳述の傍聴を公開されるよう強く要望いたします。

以上